

# 大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

令和元年 12 月

大阪府指定出資法人評価等審議会

# 大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

## 目 次

- 1 再点検の経緯・視点
- 2 再点検結果
- 3 別紙資料（再点検による審議会意見）

### 【参考資料】

- ・指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票
- ・大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

## 1 再点検の経緯・視点

### (1) 今回の再点検の経緯等

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検については、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることが想定されることから、当審議会において、一定の期間（概ね3年間）ごとに、人的関与の継続の要否を確認しており、今年度7月には、府が関与する16法人23ポストについての再点検に関する意見書を取りまとめたところであるが、『(公財)大阪府都市整備推進センター』及び『(一財)大阪府タウン管理財団』については、法人統合が予定されていたことから、審議を保留としていた。

今般、両法人の統合計画が決定し、新法人の役員体制案が示されたことから、理事長（常勤）・常務理事（常勤）・常務理事（タウン事業本部担当）（常勤）の各ポストについて、改めて再点検の必要が生じたため、法人所管部局に対するヒアリング及び質疑を実施した。

#### 【今回再点検の経過】

##### 第1回（令和元年12月3日）

○人的関与の必要性の審議（法人所管部局のヒアリング）

##### 第2回（令和元年12月10日）

○指定出資法人の人的関与の再点検に関する意見書とりまとめ

### (2) 再点検の視点

再点検にあたっては、「法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど、法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民目線により必要性の検討を行う」という、これまでの再点検の視点により審議を行った。

また、ヒアリングにあたっては、法人としての「取り組むべき課題の重要性」及び「法人課題と対象役員の職務との関連性」を中心に、「府の人的関与の必要性」について慎重に検討を行い、最終的に以下のとおり、審議会として意見を取りまとめたところである。

## 2 再点検の結果

前述の視点に立ち、再点検を行った結果は、以下のとおりである。

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

「理事長（常勤）」、「常務理事（常勤）」、「常務理事（タウン事業本部担当）（常勤）」

### [審議会意見]

「理事長（常勤）」：『認められる』

「常務理事（常勤）」：『条件付きで認められる』

「常務理事（タウン事業本部担当）（常勤）」：『条件付きで認められる』

令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。

なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の数・配置形態・役割分担については今後検討していく必要がある。

# 【参考資料】

## 【目 次】

・ 指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

・ 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 都市計画室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	3名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	13名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	64名		うち府派遣	16名	うち府退職者	16名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>(1)まちづくりコーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業等支援</li> <li>・密集市街地まちづくり活動支援</li> <li>・まちづくり初動期活動支援</li> <li>・市町村道路施設点検等支援</li> </ul> <p>(2)環境共生型まちづくり事業(阪南2区埋立造成・まちづくり事業)</p> <p>○収益事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場運営事業</li> <li>・河川敷の環境保全・魅力向上事業</li> </ul> <p>○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営</p> <p>○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営</p>					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員7名		年1回以上	
	課長会議		理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、随時	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○(一財)大阪府タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、統合に向けた課題に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>○公益目的事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業等支援業務については、市町村の技術者の不足等からまちづくり全体についてセンターの事業支援が必要である。</li> <li>・密集市街地まちづくり活動支援業務については、甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは喫緊の課題であり、センターの役割や取組みについて事業の再構築が必要である。</li> <li>・まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態であるため、継続していくための方策を検討していく必要がある。</li> <li>・環境共生型まちづくり事業については、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業によって発生する建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。</li> </ul> <p>○まちづくりの権限が市町村に移管される中、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援体制が必要である。</p>						
<p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <p>○法人全体のマネジメント(組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定)</p> <p>○中期経営計画の策定・変更に関する決定</p> <p>○各年度の経営目標の設定</p> <p>○公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導</p> <p>○理事会、評議委員会の運営(理事及び評議員の多くは府・市の関係者)</p> <p>○府の出資法人改革への対応</p> <p>○以上の他、定期的に課長会議(課長以上が出席)を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告(実施状況、収入・支出の状況等)を受け、重要事項については対応策を指示している。</p> <p>○これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。</p>						

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

○タウン管理財団との統合については、令和元年9月までに「統合計画案」を策定した上で、同年中を目途に、両法人による合併契約の締結と、公益法人認定法に基く変更認定の申請手続きを行うよう統合に向けた課題について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を進めていく。

○公益目的事業では、

- ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図っている。また、拠点プロジェクトについては、今後も府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に取り組んでいる。
- ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、基本財産を取崩した財源をもとに、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、令和2年度まで「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消を目標に、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題である。
- ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、継続して実施していくため要綱を改正し対象活動の絞り込みを行ったが、財源の確保方針に係る検討については課題として残っている。
- ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、府の関係部局（港湾局等）等との協議・調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、新たに和歌山県域 奈良県域からの建設発生土を搬入することができた。しかし、安定的な事業の実施のため、今後も将来の埋立土量の確保のため、新たな搬入の可能性の検討が現在も必要である。

○まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、市町村からの要望を受けた大阪府と協議・連携を図りながら新たに市町村道路施設点検等支援業務を開始した。現在も市町村からの各種の技術支援要請があり、その対応について府・市町村と調整を行う必要が今後もある。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

○（一財）大阪府タウン管理財団との統合については、「早期統合をめざす」とされており、引続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。

○公益目的事業では、

- ・土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。
- ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。
- ・住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。
- ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。
- ・平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。

○まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

○タウン管理財団との統合については、令和元年9月までに「統合計画案」を策定した上で、同年中を目途に、両法人による合併契約の締結と、公益法人認定法に基く変更認定の申請手続きを行うよう統合に向けた課題について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を進めていく。

○公益目的事業では、

- ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて、引き続き府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図る。また、拠点プロジェクトについては、府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に引き続き取り組む。
- ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、基本財産の取崩した財源をもとに、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、令和元年度まで「地震時に著しく危険な密集市街地」の解消を目標に、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題である。

- ・まちづくり初期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、財源の確保方策、新たな支援方策を含め、継続に向けたあり方を市の意見を聞く等し検討していく。
- ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、隣接府県からの搬入等について、埋立免許の変更など府の関係部局（港湾局等）等との協議・調整を図りながら引き続き検討を進める。
- ・市町村道路施設点検等支援業務については、橋梁点検の一括発注を定着させるとともに、府・市町村と密接に協議調整を図りながら人材育成を含めた支援手法を検討していく。

○まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定期的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・タウン管理財団との統合は府の方針に沿ったものであり、府及び法人にとって非常に重要な課題である。統合にあたっては、府の施策との関連にも留意しながら、事業の再構築、出損者との調整、組織、役員・人員の配置を検討するという重要な課題がある。  
また、統合後の法人の業務内容は、大阪府域全体のまちづくり推進支援や関連施設の管理等を行っていくことが想定されている。  
これらについて、府関係部や相手方法人役員と密接に協議・連携を行う必要があるが、これを行うためには、法人の意思決定者である理事長に、大阪府の都市再生やまちづくり行政全般に精通し、専門知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- ・土地区画整理事業等支援事業は、常に時代に対応した取り組みが求められているが、法人は、良好なまちづくり推進の観点から、土地区画整理事業の掘り起し・支援を行っている。  
かかる支援は、府のまちづくり施策と一体となって進める必要があり、地域にとって効果的なまちづくり手法の検討など、府との緊密な連携が必要である。  
また、各市町村が土地区画整理事業等の取組みを意思決定し、事業を推進するためには、担当は勿論のこと、市トップレベルとの協議・調整が必要となる。行政の責任者たる市トップレベルと協議・調整を行うためには、法人の理事長に、広域的なまちづくりに関する専門知識と豊富な行政経験を有する府関係者の就任が不可欠である。
- ・環境共生型まちづくり事業については、埋め立てのための建設リサイクル土の確保の為に、隣接府県の新たな公共事業からの搬入が必要である。その為、埋立免許等について、隣接府県も含めた関係行政機関との密接な協議・調整が必要である。  
さらに、竣工した地区を環境共生型の新しいまちとしていくためには、府港湾局や地元市と調整しながら具体的な海浜緑地の計画策定やまちの景観ルールを作っていく必要がある。  
かかる事業を行うためには、実施主体である法人の理事長に、まちづくりをはじめ関係する行政経験に精通した、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- ・市町村道路施設点検等支援業務については、市町村の課題について国及び府の支援方策をベースに、府内市町村の実情に即して検討していく必要があり、どのような支援が効果的であるかなど、府関係者と詳細に協議しなければならない。  
さらに、府内市町村の実情を把握し、適切な支援を行うには担当だけでなく市町村のトップレベルとの協議・調整が必要となる。これらを行うためには、自治体職員の必要とされる技術内容について専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通し、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- ・まちづくり行政に係る市町村への技術支援を実施していくためには、強化すべき技術の内容や支援の方法について、府や市町村と詳細に選定・調整することが必要である。  
これを行うためには、自治体技術職員の必要とする技術内容についての専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通した府関係者の就任が不可欠である。

- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の理事長は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。  
かかる者の就任により、市町村からの信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 都市計画室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	3名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	13名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	64名		うち府派遣	16名	うち府退職者	16名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>(1)まちづくりコーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業等支援</li> <li>・密集市街地まちづくり活動支援</li> <li>・まちづくり初動期活動支援</li> <li>・市町村道路施設点検等支援</li> </ul> <p>(2)環境共生型まちづくり事業(阪南2区埋立造成・まちづくり事業)</p> <p>○収益事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場運営事業</li> <li>・河川敷の環境保全・魅力向上事業</li> </ul> <p>○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営</p> <p>○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営</p>					
対象役員	常務理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員7名		年1回以上	
	課長会議		理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、随時	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○(一財)大阪府タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、統合に向けた課題に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>○公益目的事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業等支援業務については、市町村の技術者の不足等からまちづくり全体についてセンターの事業支援が必要である。</li> <li>・密集市街地まちづくり活動支援業務については、甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは喫緊の課題であり、センターの役割や取組みについて事業の再構築が必要である。</li> <li>・まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態であるため、継続していくための方策を検討していく必要がある。</li> <li>・環境共生型まちづくり事業については、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業によって発生する建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。</li> </ul> <p>○まちづくりの権限が市町村に移管される中、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援体制が必要である。</p>						
<p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <p>○法人全体のマネジメント(組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定)</p> <p>○中期経営計画の策定・変更に関する決定</p> <p>○各年度の経営目標の設定</p> <p>○公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導</p> <p>○理事会、評議委員会の運営(理事及び評議員の多くは府・市の関係者)</p> <p>○府の出資法人改革への対応</p> <p>○以上の他、定例的に課長会議(課長以上が出席)を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告(実施状況、収入・支出の状況等)を受け、重要事項については対応策を指示している。</p> <p>○これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。</p>						

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

○タウン管理財団との統合については、令和元年9月までに「統合計画案」を策定した上で、同年中を目途に、両法人による合併契約の締結と、公益法人認定法に基く変更認定の申請手続きを行うよう統合に向けた課題について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を進めていく。

○公益目的事業では、

- ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図っている。また、拠点プロジェクトについては、今後も府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に取り組んでいる。
- ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、基本財産を取崩した財源をもとに、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、令和2年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消を目標に、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題である。
- ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、継続して実施していくため要綱を改正し対象活動の絞り込みを行ったが、財源の確保方針に係る検討については課題として残っている。
- ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、府の関係部局（港湾局等）等との協議・調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、新たに和歌山県域・奈良県域からの建設発生土を搬入することができた。  
しかし、安定的な事業の実施のため、今後も将来の埋立土量の確保のため新たな搬入の可能性の検討が現在も必要である。

○まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、市町村からの要望を受けた大阪府と協議・連携を図りながら新たに市町村道路施設点検等支援業務を開始した。現在も市町村からの各種の技術支援要請があり、その対応について府・市町村と調整を行う必要が今後もある。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

○（一財）大阪府タウン管理財団との統合については、「早期統合をめざす」とされており、引続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。

○公益目的事業では、

- ・土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。
- ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。
- ・住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。
- ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。
- ・平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。  
この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ、府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。

○まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

○タウン管理財団との統合については、令和元年9月までに「統合計画案」を策定した上で、同年中を目途に、両法人による合併契約の締結と、公益法人認定法に基く変更認定の申請手続きを行うよう統合に向けた課題について、大阪府、タウン管理財団と協議・調整を進めていく。

○公益目的事業では、

- ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて、引き続き府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図る。  
また、拠点プロジェクトについては、府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に引き続き取り組む。
- ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくた

め、基本財産の取崩した財源をもとに、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、令和2年度まで「地震時に著しく危険な密集市街地」の解消を目標に、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、従来の支援策の拡充を図るとともに、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題である。

- まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、財源の確保方策、新たな支援方策を含め、継続に向けたあり方を市の意見を聞く等し検討していく。
  - 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、隣接府県からの搬入等について、埋立免許の変更など府の関係部局（港湾局等）等との協議・調整を図りながら引き続き検討を進める。
  - 市町村道路施設点検等支援業務については、橋梁点検の一括発注を定着させるとともに、府・市町村と密接に協議調整を図りながら人材育成を含めた支援手法を検討していく。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
  - 中期経営計画の策定・変更に関する決定
  - 各年度の経営目標の設定
  - 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
  - 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
  - 府の出資法人改革への対応
  - 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- まちづくり行政の緊急の課題である密集市街地整備を府・市連携のもとに推進するべく、法人が密集市街地まちづくり活動支援を強力に進めていくためには、市町村のどの地区でどのような事業を新たに実施すべきか、また、その際の事業費の費用分担や実施体制をどうすべきかを、府・市と詳細に協議・調整をしていく必要がある。  
これらの業務を指揮し府・市と協議・調整していくためには、法人の常務理事に、府や市の密集市街地整備施策や住宅・建物の耐震化・不燃化の施策などのまちづくり行政に精通した専門的知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- まちづくり初動期活動支援の見直しに当たっては、財源の捻出として、新たに市町村負担等の導入が必要と考えられ、市町村に働きかけていくためには、まちづくり行政に精通した専門的知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- この他、大阪府タウン管理財団との統合、土地区画整理事業等支援、環境共生型まちづくり事業、市町村のまちづくり行政に対する技術支援など、法人の課題について理事長を補佐し、法人の公益目的業務を円滑に執行していくために、常務理事に、まちづくり行政に精通した府関係者の就任が不可欠である。
- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の常務理事は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。かかる者の就任により、市からも信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 都市計画室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	3名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	13名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数（常勤）	64名		うち府派遣	16名	うち府退職者	16名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>(1)まちづくりコーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業等支援</li> <li>・密集市街地まちづくり活動支援</li> <li>・まちづくり初動期活動支援</li> <li>・市町村道路施設点検等支援</li> </ul> <p>(2)環境共生型まちづくり事業（阪南2区埋立造成・まちづくり事業）</p> <p>○収益事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場運営事業</li> <li>・河川敷の環境保全・魅力向上事業</li> </ul> <p>○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営</p> <p>○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営</p>					
対象役員	常務理事（タウン事業本部担当）（常勤）					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度		
	評議員会	評議員7名		年1回以上		
	課長会議	理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、随時		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○（公財）大阪府都市整備推進センターとの統合に向けて、資産処分を推進していく必要があるが、府と一体となってまちづくりに関与してきた経緯も踏まえ、地元市等関係者の信頼関係のもと、事業収束を図る必要がある。</p> <p>【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】</p> <p>○ <u>千里所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域7箇所）の引継ぎ</u></li> <li>・<u>中期経営計画に沿った資産処分（30年度までの資産処分：千里南第13駐車場跡地、桃山台第14駐車場等）</u></li> <li>・<u>千里北地区の商業施設用地等の資産処分（令和2年度以降の資産処分予定）</u></li> </ul> <p>○ <u>北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者協議・調整</u></p> <p>○ <u>千里所管事業の責任者として、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市、関係団体との対応やその必要な事項についての指示や協議調整を行っている。千里北地区の資産処分に向けては、千里地区の特性を熟知した常務理事を中心に関係者との協議・調整を重ねており、</u></p> <p><u>事業責任者として指示・意思決定を行うなど、その職責の役割を適切に果たしながら対応している。</u></p> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>○ 現在、法人の統合に向け、保有資産の処分を鋭意進めている状況にある。</p> <p>直近では、千里地区において、千里南第13駐車場跡地や桃山台第14駐車場など、府と連携し、地元市等と調整しながら、資産処分を実施した。</p>						

その結果、当財団の公益目的事業比率が、47%を超え、都整Cとの統合後における公益目的事業比率が、50%を超えることが見込まれるようになってきたことから、令和2年度を目途に、法人統合が進められるよう府・両法人間で協議を進めている状況となっている。

- 千里・泉北地区の近隣センターの引継ぎについて、千里地区では、新千里東町のオープンスペースを豊中市に引き継いだり、吹田市域を含め、まだ10箇所の近隣センターの引継ぎが残されている状況にある。(竹見台、桃山台近隣センターについて、今年度中の引継ぎに向け吹田市等と協議を進めている。)

泉北地区では、基本協定に基づき、堺市との協議・調整が整ってきており、30年度までに4箇所の近隣センターの引継ぎが完了した。

また、令和2年度を目途に、残り8箇所の近隣センターの引継ぎを完了できるよう協議を進めており、今年度は4箇所の引継ぎが完了する予定である。

- りんくうタウンについては、大阪府が駅前ビルを売却したことから、これまで財団が行ってきた駅前商業施設の管理運営を泉佐野市に移管するとともに、りんくうタウン北地区におけるホテル不動産信託事業についても受益権を民間へ売却した。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人統合については、大阪府行財政改革推進プラン（案）の方針に基づき、千里地区における保有資産の処分を進めてきた結果、平成29年度の決算ベースでは統合後法人での公益目的事業比率が、50%を超える見込みとなっており、都整Cとの早期統合を目指して協議・調整を進めていく必要がある。

また、統合の取組みとあわせ、引き続き残余資産の処分や近隣センターの引継ぎを進めていく必要がある。

- これら残余資産の処分を進めるにあたっては、千里北地区センターや桃山台第14駐車場など、まちづくりに重要な拠点となる施設であり、ニュータウンのまちづくりにおいて、これまで、府と財団が担ってきた経過も踏まえ、府民の理解と地元市の意向に配慮した最適な方法により処分を推進していく必要がある。

- 近隣センターの引継ぎについて、泉北地区については、令和2年度を目途に堺市への引継ぎを完了できるよう引き続き協議を進めていく。一方、千里地区については、地元市は基本的には引継ぎに同意しているものの、具体的な引継ぎの方法等については諸課題が多く、引継ぎに関する協議・調整には多大な時間と労力を要している。また、再開発の方向性により引継ぎの進捗に影響がでることから、地元地権者や市と十分協議を進める必要がある。

- 公益事業である北摂霊園事業については、新規貸付者が減少し、墓所返還者も増加する中、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、安定的な運営を行っていく必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 都整Cとの早期統合に向け、府と連携しながら、両法人間で、課題のクリアに向けた協議・調整を行い、年内を目途に合併契約の締結と公益認定の変更申請が行えるよう、公益認定法上の財務3基準（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の保有制限）や、統合後の組織体制・人員計画を検討するなど、統合に向けた取り組みを進める。

- 財団の資産処分にあたっては、これまでの開発経過並びに、府や地元市のまちづくりの取り組みを踏まえつつ、関係者の理解を得ながら、まちの活性化に繋がる資産処分を推進していく。

特に、千里北地区センターについては、再開発事業に向けた検討が始まっており、今後、地元市の活性化ビジョンを踏まえながら、地元市、府民、民間事業者等と緊密な協議、調整を行っていく。

- 近隣センターの引継ぎについては、泉北地区の近隣センターを令和2年度中にすべて地元市に引き継げるよう関係者と協議を進めるとともに、千里地区の近隣センターにおいても、地元市の立場にも理解を示しつつ、建物の庇などの越境物件をはじめとする諸課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資するよう、粘り強く協議調整していく。

- 北摂霊園事業については、平成29年3月に策定した経営改善計画を踏まえ、墓所募集に関する民間事業者との業務提携、北摂地域市町村や大阪市内の区の広報紙への広告掲載など積極的な広報戦略を行い、安定的な収益確保への取り組みを進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 千里地区所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整

・近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域7箇所）の引継ぎ

・千里北地区商業施設用地等の資産処分の方向性の検討

- 北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者協議・調整

- 事業責任者として、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市、関係団体での対応やその必要な事項についての指示や協議調整を行っている。千里北地区の資産処分に向けては、千里地区の特性を熟知した常務理事を中心に関係者との協議・調整を重ねており、事業責任者として指示・意思決定を行うなど、その職責の役割を適切に果たしながら対応している。

また、法人統合を進める中で、千里北地区センターの資産処分の検討と併せて、孫法人である千里北センター(株)のあり方を検討する必要がある、常務理事が事業責任者として重要な役割を担うものである。

○ 泉北地区の近隣センター（堺市域8箇所）の引継ぎ

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 旧タウン管理財団の業務である北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者との協議・調整、北千里駅前再開発事業や近隣センター事業などについて、安全・安心で府民の利便性向上に寄与する活力あるまちづくりを実現するため、府や地元市との調整を図るとともに、旧タウン管理財団の事業責任者として指示・意思決定を行う必要があることから、引き続き役員の配置が必要である。
- 保有資産の処分にあたっては、まちづくりに資する資産処分を行うことが必要であり、地元市のニュータウン再整備構想にも十分配慮しつつ、きめ細かな調整を行った上で処分を進める必要がある。そのためには、市の立場も熟知した行政経験者が適任である。  
特に、千里北地区センターなどの地区の再整備に大きな影響を与える資産は、資産処分に係る手法や処分条件等について検討を行うとともに、地元市や関係機関(地権者・テナント等)との協議・調整が重要であり、地区周辺の活性化に資するよう資産処分を進めていく必要がある。
- 近隣センターの引継ぎについては、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている地元市に対して、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要がある。
- 公益事業の実施にあたっては、効率至上主義ではなく、公平性・平等性に十分配慮した行政感覚を持った対応が必要である。

## 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

(令和元年12月10日現在)

氏名	職名	備考
上林 憲雄	神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授	会長
久保 明代	株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長	
坂本 守孝	坂本会計事務所 公認会計士	
砂留 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント	
八木 正雄	かけはし総合法律事務所 弁護士	
山本 彰子	山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士	
吉村 典久	大阪市立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	

(五十音順・敬称略)